

むつ市農業委員会第728回総会議事録

1. 開催日時 平成27年12月11日（金）午前10時50分から午前11時30分
2. 開催場所 むつ市役所 大会議室A
3. 出席委員（28名）

議 席	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	北 川 岩 男
2	〃	青 木 明
3	〃	杉 山 重 一
4	〃	菊 池 秀 藏
5	〃	坂 本 正 一
6	〃	畑 中 光 政
7	〃	蛭 名 修 一
8	〃	柏 谷 均
9	会 長	立 花 順 一
11	農 業 委 員	菅 原 靖 博
12	〃	工 藤 輝 雄
13	〃	村 口 鉄 雄
14	〃	野 里 岩 雄
15	〃	嶋 影 秀 子
16	〃	向 川 則 勝
17	〃	林 忠 久
18	〃	小 林 義 顯
19	〃	柳 澤 都 市 秋
20	〃	福 永 忠 雄
21	〃	藤 澤 伊 三 郎
22	〃	村 口 利 光
23	〃	杉 山 武 美
24	〃	本 山 日 満 夫
25	〃	柴 田 峯 生
26	〃	中 嶋 寿 樹
27	会 長 職 務 代 理 者	畑 中 重 宏
28	農 業 委 員	板 井 弘 已
29	〃	立 花 幸 雄

4. 欠席委員（2名）

議 席	役 職 名	氏 名
1 0	農 業 委 員	鴨 田 輝 雄
3 0	〃	水 戸 隆 璽

5. 議事の概要

日程第1 会議録署名委員の指名
 日程第2 会期の決定
 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
 議案第3号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について
 報告事項 農地の転用事実に関する照会について
 その他

6. 会議に従事した職氏名

次 長 畑 中 誠
 主任主査 川 村 利 之
 主任主査 対 馬 亮 子

7. 会議録署名委員

1 1 番 菅 原 靖 博 1 2 番 工 藤 輝 雄

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主任主査 対 馬 亮 子

9. 会 議 の 概 要

議長	ただいまから、むつ市農業委員会第728回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、30名中28名で定足数に達しております。 本日、10番鴨田委員、30番水戸委員が都合により、欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、11番菅原委員、12番工藤委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の対馬主任主査を指名いたします。 日程第2、会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	それでは、議案審議に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について1件を、議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請、1件についてをご説明いたします。 受付第1号、申請地大字奥内字近川8番599他2筆、面積合計2,076㎡、売買による所有権移転であります。 登記名義人は、●●●●となっており、管理人は弁護士の●●●●となっております。 確認については、11月13日菊池委員、立花会長、立花幸雄委員、事務局により許可申請による確認をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われる。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
立花幸雄 委員	議案第1号については、譲受人家族の農地も近くにあり、延長して耕作するとのことで問題ありません。
議長	議案第1号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
柴田委員	譲渡人の裁判に関わる問題ですので、議事録を公開しない用に休憩中に審議して、最後は承認してよろしいのですが、休憩して内容を聞くという形をとったらどうかということで、提案申し上げたいのですが、まずその動議を提出したいと思います。
議長	聞き取れない部分がありましたのもう一度お願いします。

柴田委員	譲渡人のことに関して、もしプライバシーの侵害ということがあれば困る と言うことで、しかもそれが議事録の中でプライバシー侵害しない程度の質 問になると思うのですが、ただ議事録がいま公開されて、インターネットに 載るという時代ですけど、個人の名誉をあまり傷つけないということか ら、休憩中にして、休憩中で議事録を停止して、最後は休憩が終わったら承 認をとるという形にして、議決をとったらいんじゃないかと、私はそうい うことで休憩を提案したいと思うんですが、いかがでしょうか。
議長	事務局
事務局	プライバシーということについてご説明いたします。 皆さんご存知のとおり、議事録の署名をお願いするため、議事録を発送し ておりますが、その際に確認してと思っておりますが、個人名については議事録 に一切掲載しておりません。 ただし、申請地の地番は載っておりますので、登記簿謄本を調べれば、所 有者を確認することは可能です。 議事録については個人情報に気をつけ、個人名は記載しないようにしてお ります。
議長	柴田委員、継続して審議してよいですか。
柴田委員	それでいいですか、私質問しますよ。 ただ、動議を出したんですから、皆さんが休憩の動議に対して賛同してい ただければ、休憩してもらえればそれでいいわけですけども。 それでもみなさんがいいんであれば、質疑続行しますけど。
議長	柴田委員から、休憩して審議したらどうかということですが、皆さん休憩 しますか。継続しますか。
杉山重一 委員	議長
議長	杉山重一委員発言をどうぞ。
杉山重一 委員	柴田委員の動議ですけども、あえて休憩にしなければならない客観的な理 由が見当たりません、事務局が説明したとおり、議事録に載らないとすれば、 そのまま審議を継続して差し支え無いと思います。 質疑があるのであれば堂々とその場でしてもらっていいと思います。 議事録に氏名が載らなければ大方プライバシーの確保はできていると思 います。
議長	皆さん、休憩して審議する、継続して審議する 2 つの意見が出されました がいかがいたしますか。
各委員	(続行)

議長

続行の意見多数と認めます。
質疑を許します。

柴田委員

譲渡人の登記上は●●●●となっておりますが、何故●●●●となったのですか。

これは相続人は当時あったはずで、奥さんも息子さんも。
死亡した時には、我々は葬儀にも出ました、参列しました。
ですからどんな事情で相続財産になったのか。

この財産に関して、固定資産との関連が指定されているのかどうか、固定資産などの税などの未納がないのかどうか。

現在その相続財産としてですね、相続税がなければ国庫に帰属するわけですが、財産を、したがってこの申請書はですねおそらく弁護士さんか司法書士さんかどなたか介在したんだろうと思うんですが、まずその弁護士さんであれば弁護士さんはどなたなのか。

そして、この売買に関してですね、これ以外の農地もなかったのかどうか。

そして、むつ市で農業委員会で調べていく現状の中で、耕作放棄になっている土地がないのかどうか。

それらに対してどういう処置を要望しているのか。

それからおそらくこの売り払いに伴った費用は有償ということですから、どの位するのかわかりませんが、申請書でどの位になっているのかわかりませんが、弁護士費用を仮に関わっている費用を差し引いて、そして登記を移すとすれば、双務契約になるわけですから、現実的にはね、で本来はたとえば競売に二人入れるとか債権があって債務があってですね、その債務の関係で国の競売につくとか、あるいは地方自治体にそういう税の滞納等もあって競売につくとか、そういったことであれば金銭が入って行くわけです。

だからそういった中身の中で相続財産の弁護士さんはですね、家庭裁判所の財産管理人になっているのかどうか。それらも聞きたい。

議長

事務局説明願います。

事務局

委員会の分かる範囲でお答えします。

なお、前にも一度お話いたしました、農地法には譲渡人の審査基準は定められていないことを申し上げておきます。

まず、登記原因についてですが登記簿によりますと平成19年5月31日相続人不存在ということで名義が変更されております。

税金の未納については、当方税務課ではございませんので、税務課に確認しなければわかりませんが、税のことに對して必要な範囲で農業委員会として調査することも可能ですけれども、審査にも必要のない情報を求めることはいかがなものかと思います。

また、他の土地が無いのかということですが、他にもあると思いますが、いまこちらでお答えすべきことでは無いと思しますので、差し控えさせていただきます。

弁護士についてですが、説明通り申請人は弁護士の●●●●となっております。

以上です。

議長

柴田委員

柴田委員
各委員

譲渡人を特定するためにですね、当然申請書が出た段階でその内容を本人から聞くことが大事だと思うんです、これは双務契約ですからね、片務契約じゃないわけです。

競売によって競売を落とすためのものであれば、私は何も聞きません。

だけどそうではなくて財産を管理していく、その点家庭裁判所で弁護士が信販をうけているはずなんです、ただし、その信販受けるためにはですね死亡した時点で家庭裁判所に申し立てしてから、7年間公告しなきゃいけないわけです。で7年経過した後に縁故者とか従来から農地を耕作してきた方とかそういった方などが出てくるわけです、そして財産を引き継いでいくという形も出てくるわけです。だからそれらをやっぱり農業委員会で独自の、そして調査し、確認しておく必要があると思うんですが、どうなってるんですか。

議長

林委員

林委員

いま柴田委員が言っているんですけども、私も覚えている範囲内で反対意見を述べたいと思います。

いくら相続人があってもですね、財産を引き継いで、借金と財産とのバランスを考えて、相続をすれば借金も相続になります、ですからこの●●●●氏の財産は相続放棄をしているわけです、そこを考えて質問してもらいたいと思います。

農業委員会はそこまで法的、個人的なものを審査する必要はないと思います

簡単にいえばそれだけです。

議長

事務局

事務局

当方といたしましても、相続財産管理人として弁護士さんから提出されておりますので、それを疑わなかったということは有りますが、この弁護士さんとは以前にもお話させていただいておりましたので、相続財産管理人であることは知っておりました。

林委員が、先ほど発言していたとおり、おそらく借金もあったので相続を放棄したものと思います、それで登記名義人が●●●●となったものと思います。

そして、財産管理人として売買を結ぶという申請に至ったものと思います。

売買価格は、3筆合計●●●●円となっております。

以上です。

議長

柴田委員よろしいですか。

柴田委員

私は別にこの議案に反対と言っているわけでは無い、賛成している。

ただ、そのようにですねやっぱり厳格にこれからやらないと、農地を守らんだという農業委員会、しかも農業委員会の体制を変えてしまうわけです

よ、今後ね、そういった中でキチッとしたやっぱり申請が出たらそれに対応して、やらねばいけないということを、質問して特にこの取扱財産管理人が弁護士であるとすれば、当然弁護士が家庭裁判所から信販をうけて、信販書があるはずなんです、そうすれば当然信販の写しとかっていうものを農業委員会は申請書に添付させるべきものだと思う、そういうことをやってもらわないと、これからいろいろな問題が出てくると思います。

今後そういったことを徹底してもらうようにお願いして、質問終わります。

議長

他に質疑ありませんか。
藤沢委員

藤沢委員

今のに関連するんだけど、なんとなく売り渡し人の、ものを言わない、売り渡し人なかなか珍しいですね、●●●●と書いてるし、なかなか珍しい、けれどもこの中に確かに、●●●●だけでも言葉も話せる人たちもいるはずです、書いていないけども、だからその人たちがよろしいって言ってる、また、確認した人たちも問題がない、と言っていますから、私はそれでこの人にやってもいいんでないかと思います。

議長

他に質疑ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

質疑がありませんので、議案第1号は原案のとおり承認いたしました。
続きまして、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてを、議題に供します。
事務局より説明願います。

事務局

議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。
受付第1号、申請地は田名部字内田42番585他5筆、面積合計146,406㎡。
いずれも、借受人は、あおもり農林業支援センターで農地中間管理機構を利用することとなります。
以上で説明を終わります。以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

青木委員

議案第2号については、現在野菜を作付されている農地です。特に問題となることはありません。

議長

議案第2号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長	質疑がありませんので、議案第２号は原案のとおり承認するものとして、むつ市長に回答いたします。 議案第３号、農地利用状況調査に伴う非農地の承認についてを、議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	議案第３号、農地利用状況調査に伴う非農地の承認についてご説明いたします。 本議案は、農地利用状況調査に伴い農地の確認をした結果、非農地と判断できる農地、及び、以前より転用済みの農地などが発見されましたので、農地台帳から筆数合計５６９筆、面積合計１，１０４，１９６．６㎡を削除するためのものです。 また、番号４０２から４０７については、第７２６回議案第３号１７７番との筆界未定地であり、全体が山林でしたので追加いたしました。 それでは、現地の空中写真を、スライドで見させていただきます。 (スライド上映)
議長	議案第３号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	質疑がありませんので、議案第３号は原案のとおり承認いたしました。 続きまして、農地の転用事実に関する照会について等、報告事項が１件あります。 事務局より、説明願います。
事務局	報告事項、農地の転用事実に関する照会について、１件についてご説明いたします。 報告第１号、申請地は新町６７１番１、地目は田、面積４６４㎡についてであります。 調査につきましては、１１月２５日杉山重一委員、林委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より道路として利用されているため非農地と回答いたしました。
議長	以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。 これをもちまして、むつ市農業委員会第７２８回総会を閉会します。

１０．会議録署名委員

<u>会議録署名委員</u>	菅	原	靖	博
<u>会議録署名委員</u>	工	藤	輝	雄